

第2章 災害予防

第1節 防災教育計画

1 計画の方針

計画の方針については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第1節」の『計画の方針』を準用する。

2 県民・事業者等の役割

(1) 県民の役割

- ア 自治体の地震・津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 語り部活動や家庭内での語り継ぎ等による次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い
- オ 緊急地震速報を受けたときの適切な行動
- カ 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときの適切な行動
- キ 強い揺れ（震度4以上）又は弱くても長い時間のゆっくりした揺れを感じたときの適切な行動
- ク 呼び掛け避難及び率先避難
- ケ 原則として、徒歩による避難をすること

(2) 地域の役割

- ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の地震被害危険箇所及び浸水被害が想定される地域の把握・点検・確認
- ウ 語り部活動や地域内での語り継ぎ、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存等による次世代への災害被災経験の伝承
- エ 呼びかけ避難及び率先避難
- オ 津波浸水想定区域内にある消防団の津波警報等の情報入手までの適切な行動及び消防団員の活動の安全確保の取組

(3) 事業者の役割

- ア 自治体の地震及び津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

3 県の役割

(1) 学校における防災教育の推進

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ア 県立学校等における防災教育（総務部、県教育委員会）

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

県教育委員会は、学校教育における防災教育を推進するため、教育の専門家や教育現場の実務者等の参画の下で、防災教育プログラムを作成し、津波災害と防災に関する児童及び生徒の理解向上に努めるものとする。なお、作成した防災教育プログラムが、各学校において広く浸透し、定着するように配慮するものとする。

イ 私立学校に対する啓発（総務部）

私立学校設置者に対し、公立学校と同様に防災教育を推進するよう指導・助言を行う。

ウ 県立看護大学（総務部）

(ア) 職員・学生に対する一般的な防災教育を行う。

(イ) 災害時の看護等教授内容の充実に努める。

(ウ) 看護職員の防災教育に必要な情報提供や講師派遣等の支援に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進（防災局・県教育委員会）

県民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、社会教育施設において防災広報を実施する。

(3) 要配慮者及び同居家族等の防災学習の支援

ア 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児（福祉保健部）

在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は同居家族等への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。

イ 外国人（知事政策局、観光局）

市町村や外国人関係団体（外国人雇用事業者、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等）に協力して、地震・津波から身を守るための基礎知識の普及に努める。

災害時に、外国人（就業者、留学生、旅行者、定住して間もない者等）の安全確保に当たるべき立場の者（事業所、学校、宿泊・観光施設、交通関係者、家族等）及び市町村が、防災マップ等を活用して外国人への防災知識の周知を図るよう支援する。

(4) 県民に対する防災知識の普及

県は、県民の津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、次に定めるところにより防災知識の普及に努めるものとする。

ア 普及の内容

防災知識の普及について、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。

(ア) 津波に関する一般的知識

a 津波の特性に関する情報

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに

に強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続すること。

また、日本海側で発生する津波は、地震の規模に比べて波が高く、震源から沿岸までの距離が近いこと、到達までの時間が短いという特徴があることや、波が大陸に跳ね返り、何度も押し寄せることにより、長時間警戒を続けなければならない可能性があること。

b 津波に関する想定・予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があること。

c 津波浸水想定公表

(イ) 防災に関する県民行動指針

(ウ) 県地域防災計画の概要

(エ) 自主防災組織の意義

(オ) 平常時の心得

a 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

b 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備

c 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

d 避難路及び指定緊急避難場所の把握

e 災害時の家庭内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておく

f 要配慮者の所在の把握

g 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

(カ) 災害時の心得

a 強い揺れやゆっくりとした揺れを感じたときにとるべき行動

強い揺れ(震度4以上)を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。

b 津波警報等の発表時や避難指示等発令時にとるべき行動

津波警報・大津波警報が発表されたとき、又は避難指示が発令されたときは、揺れを感じていなくても、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。

c 災害情報、避難情報等の入手方法

d 早期避難、率先避難の重要性

自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難することが重要であること。また、その際、声掛けをするなどして、避難を

促すよう努めること。

- e 負傷者や要配慮者の避難支援等
- f 初期消火活動等
- g 避難場所や避難所での行動

イ 普及の方法

報道機関等の協力を求めるほか、次に掲げる方法により、普及促進を図るものとする。

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞等の利用
- (イ) ホームページ、広報誌及び広報車の利用
- (ウ) 啓発用パンフレット及びリーフレットの利用
- (エ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (オ) 起震車の利用
- (カ) 津波浸水想定図の作成及び公表

(5) 災害教訓の伝承

県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑、モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(6) 市町村に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会）

- ア 市町村が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。
- イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市町村の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。
- ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。
- エ 平常時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。
- オ 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する情報の提供を行う。
- カ 広報活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する県民等の関心と理解を深めるとともに、防災活動への県民の参加を促進する。

(7) 市町村職員への防災教育の支援（防災局）

- ア 市町村職員の専門的な防災教育機会の創出
- イ 市町村の防災教育に必要な情報の提供
- ウ 消防学校における消防職・団員の防災教育・研修

(8) 県職員への防災教育、防災部門の人材育成（防災局）

- ア 外部講師等による防災教育研修の実施
- イ 消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣

ウ 新潟県防災人材育成計画の策定

4 市町村の役割

市町村は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、事業者、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市町村立学校における防災教育の推進

県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

(3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

市町村は、県が示す津波浸水想定図等を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップについて、ハザード情報の背景、解釈の仕方から、津波の特徴や、それにより住民に起こりうる具体的な被害を想起できるよう周知することで、正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。

(4) 住民に対する防災知識の普及

住民の津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、3(4)に準じて、防災知識の普及に努めるものとする。

(5) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(6) 要配慮者及び同居家族等の防災学習の推進

ア 要配慮者及び家族の防災学習

イ 民生委員等地域の福祉関係者の防災学習

ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（事業者、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(7) 市町村職員の防災教育、防災部門の人材育成

(8) 消防職・団員の防災教育・研修

(9) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 全住民を対象とした共通的な防災教育計画
- ・ 各地区別の住民を対象とした防災教育計画
- ・ 要配慮者及び同居家族等を対象とした防災教育計画
- ・ ハザードマップの作成・提示
- ・ 市町村職員を対象とした防災人材育成計画

(10) ボランティアによる防災活動に対する住民等の理解促進、防災活動への住民参加の促進

5 防災関係機関の役割

(1) 新潟地方気象台

新潟地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図るものとする。

ア 避難行動に関する知識（強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」等の定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど）

イ 津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など）

ウ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

エ 津波警報等の発表時にとるべき行動

オ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

(2) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関の役割については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第1節」の『防災関係機関の役割』を準用する。

第2節 防災訓練計画

防災訓練計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第2節」を準用する。

なお、津波災害を想定した訓練を実施する際は、最大クラスの津波や想定より津波の到達時間が早くなる可能性を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

第3節 自主防災組織育成計画

1 計画の方針

計画の方針については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第3節」の『計画の方針』を準用する。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会、町内会単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

(2) 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編制を定めることが望ましい。

なお、班編制は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

(3) 活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具の点検
- (エ) 防災資機材等の整備及び管理
- (オ) 危険箇所の点検・把握
- (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する避難指示等の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援
- (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

3 県民の役割

県民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、住民一人一人が防災の主体となり、自治会・町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、地域ごとの避難先を自主防災組織等が事前に把握できる体制を整備する等、防災知識及び技術の習得に努める。

また、強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。

避難に際しては、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難の呼びかけ並びに率先避難に努めなければならない。

4 県の役割

(1) 自主防災組織の組織化と活動の活性化

市町村が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市町村が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報誌等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

(2) 防災リーダーの育成

学校や NPO 等と連携し、各地域で防災情報を正しく伝達できるリーダーを育成する。特に女性が防災分野で活躍できる機会を増やし、若者や子どもが防災について学べる機会を作ることに重点を置き、また、育成した女性防災リーダーが活躍できる場を提供することを支援する。

5 市町村の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市町村は、地域住民に対し、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始することを周知し、徹底するほか、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、一般社団法人自治総合センターの助成事業、県及び市町村単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練の支援

市町村は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 防災リーダーの育成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 自主防災組織が行うべき活動内容
- ・ 自主防災組織育成のための支援策

6 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、多様な世代が参加できるような環境の整

備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

第4節 防災都市計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、国、県、市町村等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

津波による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、津波、高潮等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、津波に強い土地利用の推進に努めるものとする。

- ア 津波に強いまちの形成
- イ 避難関連施設の整備
- ウ 建築物の安全化
- エ ライフライン施設等の機能確保
- オ 危険物施設等の安全確保
- カ 復興事前準備の取組の推進

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪地域での対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 県民・事業者の役割

県民・事業者の役割については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第4節」の『県民・企業等の役割』を準用する。

3 県及び市町村の役割

(1) 津波に強いまちの形成

- ア 県及び市町村は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた避難手段を検討し、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

- イ 県及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画等と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- ウ 県及び市町村は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等各種関連する計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画、都市計画等を担当する職員に対する防災教育など、津波防災の観点からのまちづくりに努め、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。
- エ 県は津波浸水想定を設定し、津波災害警戒区域の指定を行い、市町村はそれらを踏まえ、地域防災計画に必要な事項を規定するとともに、県と協力し津波発生時の警戒避難態勢の整備を行う。
- オ 県及び市町村は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、垂直避難が可能となる施設整備に加え、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- カ 県及び市町村は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- キ 県及び市町村は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。
- ク 県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るとともに、緊急ヘリポートの確保に努めるものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般配送事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- ケ 県及び市町村は、港湾又は空港施設等津波の危険性の高い地域で働かざるを得ない人員の命を守る施設の整備を検討するものとする。
- コ 県及び市町村は、甚大な津波被害が予想される場合、地盤の高い場所に都市を移すことも検討するものとする。
- サ 市町村は、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

(2) 避難関連施設の整備

- ア 市町村は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。
- イ 市町村は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。
- ウ 県及び市町村は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。

(3) 建築物の安全化

- ア 県及び市町村は、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震耐浪化など津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- イ 県、市町村及び学校設置者は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、各主体が所管する施設等において、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

(4) ライフライン施設等の機能確保

- ア 県及び市町村は、上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
なお、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行うものとする。
- イ 県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を行うものとする。

(5) 危険物施設等の安全確保

県及び市町村は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(6) 復興事前準備の取組の推進

市町村は被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順

の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとし、県は市町村が行う取組を支援する。

(7) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 緊急輸送道路
- ・ 防災拠点や避難場所となる建築物等

4 ライフライン事業者の役割

ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

なお、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行うものとする。

5 防災関係機関の役割

防災関係機関の役割については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第4節」の『防災関係機関の役割』の規定を準用する。

第5節 集落孤立対策計画

集落孤立対策計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第5節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第5節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第6節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

地震又は津波により、建築物に甚大な被害が発生した場合、県民の生命を始め、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震又は津波が発生した後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な公共建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 防災上重要な公共建築物等の災害予防

県及び市町村は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設、防災上重要な公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性及び不燃性の確保を図ることとする。また、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努めるものとする。

その他、防災上重要な公共建築物等の災害予防については、新潟県地域防災計画震災対策編第2章第7節を準用する。

イ 不特定多数の者が利用する施設等の災害予防

国、県、市町村及び施設管理者は、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に、配慮するものとする。

その他、不特定多数の者が利用する施設並びに一般建築物の災害予防については、新潟県地域防災計画震災対策編第2章第7節を準用する。

(2) 要配慮者に対する配慮及び積雪地域での対応

要配慮者に対する配慮及び積雪地域での対応については、「新潟県地域防災計画震災対策編第2章第7節」の『要配慮者に対する配慮』及び『積雪地域での対応』をそれぞれ準用する。

2 県民・事業者、県、市町村及び防災関係機関の役割

県民・事業者、県、市町村及び防災関係機関は、計画の方針に基づき必要な災害予防に努めるほか、それぞれの主体がその役割を担うこととし、その役割については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第7節」の『県民・企業等の役割』、『県の役割』、『市町村の役割』及び『防災関係機関の役割』をそれぞれ準用する。

第7節 道路・橋梁・トンネル等の地震・津波対策

1 計画の方針

計画の方針については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第8節」の『計画の方針』を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第8節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

2 各道路管理者等の行う地震・津波対策

各道路管理者の行う地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 風水害対策編 第2章第8節の2」を準用する。

第8節 港湾・漁港施設の地震・津波対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 事業者は、平時より関係機関と情報交換を行い、地震又は津波の発生に備え防災体制を整える。
- (イ) 県（交通政策局、農林水産部）は、地震又は津波の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を締結し体制の整備を図る。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、港湾施設等の整備を進める。

地震又は津波が発生し、その復旧にあたっては、緊急輸送ネットワークの結節点として、また、背後地の物資の輸送や地域住民の避難場所として防災拠点機能を確保できるよう、耐震強化岸壁、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。
- (ウ) また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (エ) 県は、施設の点検及び被害の状況の把握において、ヘリや無人航空機等も活用し、迅速な調査ができるように、関係機関と協議する。

2 事業所の役割

- (1) 港湾・漁港内に所在する事業者は、地震又は津波の発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関及び事業者相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。
- (2) 港湾・漁港内にある石油、LNG等の危険物を保管・輸送をする事業者は、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき各管理施設（岸壁建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

3 県の役割

(1) 防災体制の確立

- ア 交通政策局及び農林水産部は、地震津波災害に対処するための防災体制を確立する。
- イ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部などと協定を締結し、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を整備する。

(2) 港湾施設等の整備

防波堤等の港湾施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強により耐震性の確保を図る。

(3) 耐震強化岸壁の整備

平時はもとより、地震又は津波の発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付け、施設整備に努める。

港湾の耐震岸壁整備計画

(令和7年3月現在)

区分	港名	地区名	耐震バース整備状況			
			施設名	水深	延長	適用
国際拠点港湾	新潟港 (西港区)	山の下	山の下埠頭南側岸壁	-7.5m	260m	計画(内 130m 整備済)
		万代島	信濃川右岸1号岸壁	-7.5m	193m	整備中
		入舟	入舟岸壁	-9.0m	230m	計画
	新潟港 (東港区)	西ふ頭 ・ 南ふ頭	西ふ頭1号岸壁※	-7.5m	130m	整備済
			西ふ頭3号岸壁	-14.0m	350m	計画
			西ふ頭4号岸壁	-12.0m	250m	整備済
			西ふ頭5号岸壁	-10.0m	240m	計画
			南ふ頭1号岸壁	-12.0m	250m	計画
			南ふ頭2号岸壁	-12.0m	250m	計画
		中央水路東	中央ふ頭東1号岸壁	-13.0m	260m	計画
重要港湾	直江津港	南ふ頭	内貿ふ頭南1号岸壁	-7.5m	200m	整備済
		東ふ頭	4号岸壁	-10.0m	170m	整備済
	両津港	湊	南埠頭2号岸壁	-7.5m	193m	整備済
			南埠頭4号岸壁	-7.5m	188m	整備中
	小木港	北	北ふ頭2号岸壁	-7.5m	200m	整備済
地方港湾	岩船港	—	4号岸壁	-7.5m	130m	整備済
	寺泊港	—	西埠頭岸壁	-5.5m	100m	整備済
	柏崎港	—	中浜埠頭1号岸壁	-7.5m	130m	計画
	姫川港	西埠頭	西埠頭1号岸壁	-10.0m	170m	整備済
	赤泊港	—				
	二見港	—				
計	8港		19岸壁 【現港湾計画18岸壁】		整備済 整備中 計画	9岸壁 2岸壁 8岸壁

※新潟港（東港区）西ふ頭1号岸壁は、港湾計画上、南ふ頭埋立により機能喪失。

漁港の耐震岸壁整備計画

(令和5年3月現在)

区分	漁港名	耐震岸壁整備状況			適用
		施設名	水深	延長	
第3種	能生漁港	岸壁	-6.0m	130m	整備済
第4種	栗島漁港	岸壁	-5.0m	100m	整備済
第4種	栗島漁港	岸壁	-4.0m	63m	整備済

(4) 避難緑地等の整備

港湾施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルート进行勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

また、漁港施設は緊急物資の輸送の拠点としての役割を有する他、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。

港湾の防災拠点緑地・避難緑地計画

(令和7年3月現在)

区分	港名	地区名	緑地種別	避難緑地等面積	適用	(備考) 港湾計画上 の緑地面積
国際 拠点 港湾	新潟港	入舟	防災拠点緑地	103,158㎡	計画	34.4ha
		万代島	避難緑地	5,064㎡	整備済	0.6ha
重要 港湾	直江津港	南ふ頭	防災拠点緑地	21,454㎡	整備済	3.8ha
	両津港	湊	避難緑地	12,966㎡	整備済	2.7ha
	小木港	北	避難緑地	10,000㎡	計画	1.4ha
計				152,642㎡		42.9ha

漁港の避難緑地・避難広場計画

(令和5年3月現在)

区分	漁港名	計画広場面積	適用
第2種	筒石漁港	8,640㎡	整備済

(5) 適切な維持管理

港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画を作成し、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

4 防災関係機関の役割

(1) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第9節 空港の地震・津波対策

空港の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第10節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第10節」中「地震災害発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と、「地震」とあるのは「地震又は津波」に読み替えるものとする。

第10節 鉄道事業者の地震・津波対策

鉄道事業者の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第11節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第11節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第11節 治山・砂防施設の地震・津波対策

治山・砂防施設の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第12節」を準用する。

第12節 河川・海岸施設の地震・津波対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

国、県、市町村は、津波による被害を防止し、又は軽減するために、河川及び海岸保全施設の整備を計画的に進めるものとする。各施設においては、設計対象の津波高を超えた場合でも、その施設の効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観にも配慮するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮及び積雪地域での対応

要配慮者に対する配慮及び積雪地域での対応については、「新潟県地域防災計画風水害対策編 第2章第13節」の『要配慮者に対する配慮』及び『積雪地域での対応』をそれぞれ準用する。

2 県及び市町村の役割

県及び市町村の役割については、「新潟県地域防災計画 風水害対策編 第2章第13節」の『3 県の役割』及び『4 市町村の役割』をそれぞれ準用する。

3 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE（予備隊員含む）・TEC-FORCEアドバイザー）を派遣し、TEC-FORCEパートナーとの連携により、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。

イ 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

ウ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。

エ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。

(2) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第13節 農地・農業用施設等の地震・津波対策

農地・農業用施設等の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第14節」を準用する。ただし、津波発生時において点検する施設は、津波浸水区域内の施設等を対象とする。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第14節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第14節 防災通信施設の整備と地震・津波対策

防災通信施設の整備と地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第15節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第15節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第15節 放送事業者の地震・津波対策

放送事業者の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第16節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第16節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第16節 電気通信事業者の地震・津波対策

電気通信事業者の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第17節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第17節」中「地震災害」とあるのは「地震又は津波災害」と、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と、読み替えるものとする。

第17節 電力供給事業者の地震・津波対策

電力供給事業者の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第18節」を準用する。

第18節 ガス事業者等の地震・津波対策

ガス事業者等の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第19節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第19節」中「地震発生時」とあるのを「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と、「地震」とあるのを「地震又は津波」と、「地震対策」とあるのを「地震及び津波対策」と読み替えるものとする。

第 19 節 上水道の地震・津波対策

上水道の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 20 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 20 節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 20 節 下水道等の地震・津波対策

下水道等の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 21 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 21 節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と、「地震発生」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 21 節 工業用水道事業者の地震・津波対策

工業用水道事業者の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 22 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 22 節」中「地震発生」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 22 節 危険物等施設の地震・津波対策

危険物等施設の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 23 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 23 節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と、「耐震改修」とあるのは「耐震及び耐浪改修」と読み替えるものとする。

また、県及び市町村は、危険物施設等の管理者に対して、津波に対する安全性の確保及び防災訓練の実施を促進するものとする。

第 2 3 節 火災予防計画

火災予防計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 25 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 25 節」中「地震及び防火」とあるのは「地震、津波及び防火」と、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 2 4 節 水防管理団体の体制整備

水防管理団体の体制整備については、「新潟県地域防災計画 風水害対策編 第 2 章第 25 節」を準用する。

第 2 5 節 廃棄物処理体制の整備

廃棄物処理体制の整備については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 26 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 26 節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 2 6 節 救急・救助体制の整備

救急・救助体制の整備については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 27 節」を準用する。

第 2 7 節 医療救護体制の整備

医療救護体制の整備については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 28 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 28 節」中「地震及び防火」とあるのは「地震、津波及び防火」と、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第28節 避難体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震又は津波による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、県、市町村、防災関係機関及び県民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備え、県民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

- ア 浸水、地盤の液状化、地域の潜在的な危険の事前周知
- イ 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令
- エ 避難誘導體制の整備
- オ 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、県、市町村及び防災関係機関は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、県民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮、積雪期の対応及び広域避難への配慮

要配慮者に対する配慮、積雪期の対応及び広域避難への配慮については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第29節」の『要配慮者に対する配慮』、『積雪期の対応』及び『広域避難への配慮』を、それぞれ準用する。

2 県民の役割

(1) 住民等に求められる役割

ア 住民・事業者の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

- (ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。
- (オ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

- (カ) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始すること。
 - (キ) 自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを意識し、避難をする際は、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難を呼びかけるとともに、率先して避難をすること。
 - (ク) 徒歩による避難を原則とすること。
 - イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。
 - (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
 - d 近隣の事業者、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
 - (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること。
- (2) 地域に求められる役割
- ア 住民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。
 - (ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。
 - (イ) 避難行動要支援者等の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
 - (ウ) 市町村と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。
 - (エ) 避難時において避難を呼びかけ、率先して避難すること。
 - (オ) 水防団員（消防団員）の活動上の安全を確保すること
 - (カ) 地区単位の津波避難計画の作成に努めること。
 - イ 事業者等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力を努める。

- (ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。
- (イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

3 県の役割

(1) 津波避難計画策定指針の策定

県は、津波対象地域の指定、初動体制、防災事務に従事する者の安全の確保、津波情報の収集・伝達、避難指示等の発令、平常時の津波防災啓発及び避難訓練等を定めた津波避難計画を策定する際の指針を定め、市町村に提示するものとする。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

- ア 県は、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- イ 県は、市町村、他の都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。
- ウ 県は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。
- エ 県は、非常通信体制の整備や、新潟県総合防災情報システムを含む有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。
- オ 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。

(3) 県民への防災に関する情報の提供（防災局）

- ア 地震及び津波に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。
- イ 県の設置した震度計の震度情報等を気象庁を通じて県民に提供する。
- ウ 県の防災専用ホームページにより防災情報を県民に提供する。

(4) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部）

- ア 地域の危険情報の市町村への提供
 - (ア) 津波による浸水想定区域図を策定・提供する。
 - (イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市町村と共有する。
 - (ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。
 - (エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を策定・提供する。
- イ 市町村による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援
 - (ア) 県から市町村への津波警報等の迅速な伝達体制を維持する。
 - (イ) 市町村の避難指示等発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。
 - (ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市町村への情報支援体制を確立する。

(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市町村の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

(オ) 市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ 避難所等の確保への協力

(ア) 指定避難所に県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(イ) 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

(ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

(エ) 感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

(ア) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

(イ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、運送機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。

オ 避難場所が孤立した場合の搬送支援

津波浸水等の事情により住民が避難した避難場所等が孤立した場合において、中長期的な避難先となる指定避難所及び指定避難場所等へ避難者を搬送するための体制を整備する。

カ 避難生活を支える人材の育成・確保

避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

(5) 広域避難に係る市町村の調整等

ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市町村の体制整備の支援

住民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要な車輛等の状況について、関係機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。

イ 広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援

住民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が必要な協定を締結する。

- ウ 県は、大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との広域避難に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- エ 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

4 市町村の役割

(1) 津波避難計画の策定

市町村は、県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容を住民等に周知徹底を図るものとする。

(2) 情報伝達体制の整備

- ア 市町村は、実情に応じて、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- イ 市町村は要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- ウ 市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- エ 市町村は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。
- オ 市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- カ 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- キ 市町村は、情報の収集・連絡体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(3) 避難指示等の発令基準の策定

市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準及び伝達内容をあらかじめ定めるものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

(4) 避難誘導體制の整備

ア 市町村は、津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とすることの周知に努めるとともに、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

イ 市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予想時刻までの行動ルール、退避の判断基準も定め、住民等に周知するものとする。

ウ 市町村は、高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

エ 市町村は、学校等が保護者との間で、「学校防災マニュアル作成の手引き」等を参考にしながら、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

(5) 避難場所の指定等

ア 市町村は、指定緊急避難場所の整備にあたり、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

イ 市町村は、やむを得ず、津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震・耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、災害発生前から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。

エ 市町村は、災害時に住民が集団で避難することが予想される指定緊急避難場所以外の施設等について、平時から把握に努める。

オ 市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、停電、断水、ガスの供給停止及び電話の不通等の事態を想

定し、これに備えた設備の整備とともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るよう努めること。

カ 市町村は、指定避難所において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するほか、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

キ 市町村は、避難場所として利用可能な道路等盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

ク 市町村は、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

ケ 飼い主による家庭動物との同行避難に配慮した避難所の指定に努めるものとする。

コ 市町村は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

サ 即応体制の整備

(ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。

(イ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

(ウ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

(エ) 避難所として指定する施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(オ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。

(カ) 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(キ) 感染症等発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

(ク) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(ケ) 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避

難者等の支援方策を検討するよう努める。

- (コ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
 - (サ) 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める
 - (シ) 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。
- シ 福祉避難所の指定
- (エ) 市町村は、障害者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
 - (オ) 福祉避難所として指定する施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
 - (カ) 市町村は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

ス 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

セ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ソ 市町村は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

タ 市町村は、各地域において、避難可能場所の現状を把握し、整備するとともに、道路管理者等の協力を得て、避難路、津波避難タワー、津波避難ビル等避難関連施設の整備又は確保を検討する。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 市町村は、避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (イ) 市町村は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
- (ウ) 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

- イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備
 - (ア) 市町村は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
 - (イ) 市町村は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。
- (7) 住民避難誘導訓練の実施
- ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示等が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。
 - イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。
 - ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- (8) 市町村地域防災計画に定める事項
- ・ 地区別のハザードマップ・防災マップ
 - ・ 避難指示等の発令の客観的な基準
 - ・ 避難指示等の伝達体制
 - ・ 地区別の避難・誘導體制及び要配慮者の支援計画
 - ・ 地区別の避難所、福祉避難所及び開設時の管理職員
 - ・ 防災訓練等の実施

5 関係機関の役割

関係機関の役割については、「新潟県地域防災計画 震災災害対策編 第2章第29節」の『関係機関の役割』を準用する。

第29節 要配慮者の安全確保計画

要配慮者の安全確保計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第30節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第30節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第30節 食料・生活必需品等の確保計画

食料・生活必需品等の確保計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第31節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第31節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第31節 学校の地震・津波防災対策

学校の地震・津波防災対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第32節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第32節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

また、県、市町村及び学校設置者は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、各主体が所管する施設等において、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各学校の実情等を踏まえた津波対策に取り組むものとする。

第32節 文化財の地震・津波防災対策

文化財の地震・津波防災対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第33節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第33節」中「地震災害」とあるのは「地震又は津波災害」と、「地震時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第33節 ボランティア受入れ体制の整備

ボランティア受入れ体制の整備については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第34節」を準用する。

第34節 災害救助基金の積立及び運用計画

災害救助基金の積立及び運用計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第35節」を

準用する。

第35節 事業者の事業継続

1 計画の方針

事業者は、災害時に自らの果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業者等において防災活動を推進するとともに、災害時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用する。

なお、事業者の事業継続に関して、本節に記載のない事項については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第36節」を準用する。

2 県及び市町村の役割

- (1) 県及び市町村は、事業継続ガイドラインに基づき、事業者等が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及啓発を実施するものとする。
- (2) 県及び市町村は、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動を通して、事業者等が地域の防災訓練等への参加や防災体制の整備等を行うよう働きかけるものとする。
- (3) 県及び市町村は、事業者等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、事業者等の防災力向上の促進を図るものとする。
- (4) 市町村は、事業者等に対し、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

3 事業者の役割

- (1) 事業者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、自主的な防災組織を作り、地域の自主防災組織と連携をとり、地域の安全の確保に努めるものとする。
- (3) 事業者は、災害時に果たすべき役割を認識し、各事業者等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。
- (4) 事業者は、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

4 商工団体の役割

- (1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。
- (2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について積極的に啓発する。
- (3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第36節 行政機能の保全

1 計画の方針

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

なお、行政機能の保全に関して、本節に記載のない事項については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第37節」を準用する。

2 県及び市町村の取組

(1) 防災拠点の整備

ア 県及び市町村は、行政関連施設について、設置基準を明確にし、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を目指す。

イ 県及び市町村は、津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努める。

ウ 県及び市町村は、防災拠点の被災を想定し、又は想定を超えた被害の発生に備え、代替の施設の確保を検討し、また、県は、広域で甚大な災害の発生を想定した人的又は物的資源、並びに情報の集積拠点とともに、広域防災拠点の設置を検討するものとする。

(2) 防災中枢機能の確保

ア 県及び市町村は、津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努めるとともに、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備にも努めるものとする。

- イ 県及び市町村は、防災中枢機能を果たす施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、L P ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。
- ウ 県及び市町村は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

(3) 業務継続性の確保

- ア 県及び市町村は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- イ 特に、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。
- ウ 県及び市町村は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
- エ 県は、新潟県業務継続方針を踏まえ、災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化、行政データのバックアップその他業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定し、業務継続の確保に努めるものとする。
- オ 県は、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画及び新潟県業務継続方針に従い、当該業務等に関する詳細な計画を別に策定するものとする。
- カ 県及び市町村は、職員の派遣要請やニーズを迅速に把握し、速やかに職員派遣調整ができるよう自己完結型の職員派遣に係る体制及び制度の充実について検討するものとする。
- キ 県及び市町村は、あらかじめ災害対応に必要な資格又は経験を有する人材の情報を集約する仕組みの構築を検討する。
- ク 県及び市町村は、機能喪失した役場機能の補完方法を検討する。
- ケ 県は、他の都道府県の駐在員の新潟県災害対策本部における位置付けの明確化を検討する。
- コ 県は、効果的な全国避難者情報システムを検討するとともに、避難元と避難先の自治体間における被災者情報共有の運用を検討する。

(4) データの保全

- ア 県及び市町村は、災害対応におけるICT部門の重要性を認識し、職員のICTリテラシー向上を図るとともに、住民に対してICTリテラシーの向上を図るものとする。
- イ 県及び市町村は、ICT環境を整備し、行政データのバックアップポリシーの確立を検討するものとする。
- ウ 県及び市町村は、業務継続計画に基づき、業務に必要となる行政データの保存を行い、複製の別途保存を含め、必要なバックアップ体制を整備するものとする。
- エ また、速やかに復元できるよう、併せて必要な体制を整備するものとする。
- オ 県及び市町村は、他の市町村、通信事業者、基幹データ産業との連携を検討するとともに、県外自治体との連携強化を検討するものとする。

3 防災関係機関の取組

防災関係機関は、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。